

二戸地区広域行政事務組合営建設工事請負資格審査申請要綱

令和7・8年度二戸地区広域行政事務組合営建設工事入札参加者の資格審査に係る申請書の受付期間等を下記のとおりとする。

記

- 1 受付期間 令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで（郵送の場合は消印有効）とする。
（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。）
- 2 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 3 受付場所 二戸市下斗米字細越20番地1
二戸地区広域行政事務組合 事務局総務課
- 4 工事種別
 - ①土木工事 ②建築一式工事 ③電気設備工事 ④管設備工事 ⑤舗装工事
 - ⑥鋼橋上部工事 ⑦プレストレスト・コンクリート工事 ⑧法面処理工事
 - ⑨機械設備工事 ⑩塗装工事 ⑪グラウト工事 ⑫通信設備工事
 - ⑬しゅんせつ工事 ⑭造園工事 ⑮ボーリング工事 ⑯消防設備工事
 - ⑰標識設置工事 ⑱鋼工作物工事 ⑲防水工事 ⑳水道施設工事 ㉑清掃施設工事
- 5 申請要件
 - (1) 申請者に係る欠格要件
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定は該当しない。）
 - ② 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税、法人事業税又は個人事業税、法人市民税又は個人市民税を滞納している者
 - ③ 雇用する労働者（適用除外の者を除く。）が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者
 - ④ 暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者
 - (2) 希望する工事種別ごとの欠格要件
 - ① 希望する工事種別ごとに、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による許可を受けていないとき。（希望する工事種別に対応した建設業の許可が必要。）
 - ② 経営事項審査の審査基準日（決算日）が、令和5年10月1日から令和6年9

月 30 日までの期間に属する総合評定値通知書を有していないとき。

- ③ 希望する工事種別の完成工事高がないとき。
- ④ 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にないとき。

6 提出書類

- ① 申請書（様式第 1 号）※押印省略可
- ② 建設業許可証明書又は許可通知書（写し）
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
- ④ 税の滞納がないことを証明する書類（写し）（申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に市町村、岩手県又は国に納付したもの）
全業者＝消費税（課税対象業者のみ）
法人＝県外業者は法人税、県内業者は法人事業税または法人市町村民税
個人＝県外業者は所得税、県内業者は個人事業税または市町村民税
- ⑤ 代表者身分証明書（原本）（個人が申請する場合）
- ⑥ 営業所一覧表（様式第 2 号）
- ⑦ 工事経歴書（直前 2 年分）（様式第 3 号）
- ⑧ 年間平均完成工事高（様式第 4 号）
- ⑨ 技術者名簿（様式第 5 号）
- ⑩ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書
- ⑪ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類

7 資格者名簿有効期間

資格者名簿の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

8 その他

- ① 提出部数は 1 部とする。なお、提出する際は、申請書類は上記番号順に並べたうえ、A4 版ファイルに（色は任意）綴じ込み、表紙及び背表紙に「商号又は名称」を記入し提出すること。
- ② 様式第 1 号以外の様式については、必要事項が記載されてあれば、他自治体等の様式で提出しても構わない。
- ③ 様式第 3 号及び第 4 号については、工事種別 ⑨番機械設備工事、⑩番グラウト工事、⑮番ポーリング工事、⑰番標識設置工事及び⑱番鋼工作物工事を希望する場合に提出すること。